

研究開発資産 Q&A

(2026年06月)

No.	質 問	回 答
1. 資産取得時		
1-1	NEDOへ資産登録が必要な条件は何か。	「取得価額50万円以上(消費税込み)、かつ、使用可能期間(耐用年数)が1年以上の資産」がNEDO帰属となり、登録が必要です(※)。改造については、10万円以上(消費税込み)の場合登録が必要です。 ※ 業務委託契約約款第20条第1項
1-2	NEDOに帰属しない取得価額50万円未満(税込み)の資産や消耗品は自由に使ってよいか。	委託事業実施中、他の業務に使用(目的外使用)することは出来ません(※1)。なお、登録の有無にかかわらず善良な管理者の注意をもって管理(※2)していただく必要があります。 ※1 業務委託契約約款第20条第5項 ※2 業務委託契約約款第20条第3項
1-3	NEDOに帰属しない取得価額50万円未満(税込み)の資産は当法人が管理するリストなどで管理すればよいか。	はい、実施者の皆さまが管理するリストなど、実施しやすい方法で管理をお願いします。
1-4	再委託先や共同実施先が取得した資産は、委託者が管理のとりまとめをするのか。	はい、NEDOへの資産登録手続きなど、委託先事業者が一元的に管理を行っていただきます。
1-5	再委託先が取得した資産はどのように登録するのか。	再委託先の違いにより対応が異なります。 企業・公益法人等の場合、資産はNEDO帰属となり、委託先実施者の皆さまにて登録手続きを行っていただきます(※)(再委託先は委託先へ資産登録情報を提出する)。 大学・独立行政法人の場合、取得と同時に大学等帰属となる契約約款であれば、登録手続きは不要です。 ※ 業務委託契約約款第2条第2項
1-6	取得した資産は登録期限があるのか。	資産取得月の翌月第5営業日迄を登録期限としております。 ただし、12月に取得した場合、固定資産税の申告上、翌年の1月ではなく、12月の最終営業日になりますので、ご注意願います。
1-7	1つ1つの価額が50万円未満でも、複数資産を一式として登録できるのか。	1つ1つの取得価額が50万円未満であっても、複数資産で一つの機能を有し、合算した取得価額が税込み50万円以上となる場合は、一式として資産登録をいただきます。 例えば、分析装置とその装置の制御用コンピュータを取得する場合には一式として資産登録をいただきます。 ただし、分析装置と制御用コンピュータがそれぞれ税込み50万円以上で、別々の用途でも使用する場合には、個別に資産登録が必要となります。
1-8	検収日が異なる複数の資産を一式として登録できるのか。	それぞれの資産を単独で使用せず、一体として機能して使用する場合には、検収日が異なっても一式として登録が可能です。 この場合、最後に資産を検収した日や一体として機能することが確認できた完成日を取得日として登録いただきます。
1-9	受託者管理番号とはなにか。	委託先実施者の皆さまが自社内で管理する際に用いている独自の管理番号となります。資産登録時の必須項目となっていますので、自社内で独自の番号体系を有していない場合には、プロジェクト独自の管理番号を付番してください。
1-10	資産は税込み取得価額での登録ですが、PMS(プロジェクトマネジメントシステム)では税抜きの取得価額で入力するのでしょうか。	その通りです。 税抜きの取得価額を入力いただくと、NEDO側のシステムを介して不課税費用を含めて自動的に消費税額が加算された税込みの取得価額が登録されます。税込みの取得価額は円未満切り捨てです。 なお、本取扱いには委託先が課税事業者か免税事業者かにかかわらず、同一の仕様で処理されます。
1-11	海外調達品などの資産の取得価額はどうか。	海外調達品や海外設置資産は現地付加価値税(VAT)や輸送費等の諸掛りも含め、税抜きの取得価額を登録してください。 NEDO側のシステム登録時に自動で税込価額が計算されます(不課税費用を含め一律に消費税額を加算)。
1-12	委託先等の自社内から調達を行い利益排除した場合の取得価額は、排除前、排除後、どちらになるのか。	利益排除後となります。利益排除した後の税抜きの価額を登録してください。

No.	質 問	回 答
1-13	NEDOとの共同研究で取得した資産の登録について、持ち分が1/2のとき、取得価額60万円であれば、30万円、60万円どちらで登録の要否を判断するのか。	登録の要否は、持ち分割合にかかわらず取得価額で判断してください。今回の例では取得価額60万円で判断し、登録をお願いします。登録後は自動計算にて「NEDO持分30万円」と表示されます。
1-14	取得資産を一式として登録する場合で、複数回に渡ってパーツを取得するときの取得日はいつになるのか。	資産が機能するに至った日で判断します。単にパーツ取得で機能する資産として完成した場合は、最後に納品され検収した日が取得日となります。パーツを取得し、組み立てを行い、後日1つの機能する資産として完成する場合は、完成日が取得日となります。この場合、取得日を証明するために検査完了報告書などの証憑が必要になります。
1-15	研究期間が1年間のとき、登録する資産の使用可能期間(耐用年数)は1年としてよいのか。	「使用可能期間(耐用年数)」は、研究期間の長短で決まりません。「財務省令で定める耐用年数」(いわゆる「法定耐用年数」)を適用します。
1-16	研究期間の残りが1年未満の場合にも資産登録を行うのか。	取得価額が税込み50万円以上かつ、使用可能期間(法定耐用年数)が1年以上のものであれば、残りの研究期間の長短を問わず登録をお願いします。
1-17	金型を研究資産として登録する場合、別表第1より耐用年数は2年としてよいのか。	研究開発で使用される金型は耐用年数4年となります。研究開発で使用される主たる資産は開発研究用減価償却資産の耐用年数表である別表第六の耐用年数を適用します。
1-18	NEDO事業のために建設した建物は耐用年数5年でよいのか。	別表第六の耐用年数5年を適用できるのは、研究開発用の「特殊室」とするために特別に設けた内部造作や建物附属設備に限られます。「特殊室」と判断できない場合は、研究開発用途として建てた建物でも、別表第一に基づき耐用年数を選択することになります。建物の場合、個別の構造・用途に応じて細分化されていますので、具体的案件についてはプロジェクト担当者にご相談ください。
1-19	大学の場合、取得時から大学帰属となるが、耐用年数の決定や損害保険の付保等の管理については、大学のルールで行ってよいのか。	ご理解のとおり、大学帰属資産については、大学側の管理ルールを適用してください。
1-20	登録済みのNEDO資産に改造を加える場合、すべて資産登録が必要か。	登録済み資産に対する改造は、税込み10万円以上の場合に資産登録が必要です。耐用年数は改造基資産と同じ勘定科目、耐用年数で資産登録することになります。
1-21	改造資産の資産名称はどうすれば良いのか。	登録済み資産の改造を登録する際の資産名称は原則として基になる資産名に改造を付記して登録します。 例:〇〇改造△△、〇〇の改造(△△) (〇〇は改造基資産の名称、△△は改造資産) 改造内容を記載したい場合は、上記資産名称末尾に(〇〇機能追加)と追記いただくか、規格又は型番等への記載をお願いします。改造が複数になる場合は、改造1、改造2と番号を付記しても構いません。
1-22	委託事業の費用で自社資産の改造を行った場合も「改造」と資産名称に付けるのか。	NEDO資産以外の装置等を改造することは改造とは見なせず、新規資産の取得として扱います。改造に係る取得価額が税込み50万円以上の場合に資産登録をお願いします。この場合、資産名称は「付帯」を付けて「□□付帯〇〇」(□□は自社の資産名称、〇〇はNEDO資産の名称)等にします。『改造』の文字は使用しないようお願いします。
1-23	中古品の資産登録はどうすれば良いのか。	税込みで取得価額50万円以上であれば、資産登録をお願いします。中古品であることが分かるように規格又は型番等もしくは資産名称に付記願います。また規格又は型番等には、製造日または前所有者の所有期間を記載願います。耐用年数は簡便法により算出し、新品時よりも短くなります。
1-24	ソフトウェアも資産登録の対象なのか。	単体のソフトウェアをNEDO資産として登録する必要はありません。ただし、NEDO資産の装置類に組み込まれたり、付属して一体として機能するものは装置としてそのソフトウェアの金額を含めて資産登録をお願いします。 なお、自社製作(外注を含む)のソフトウェアで著作権が発生するものについては、NEDOに著作権登録をお願いします。
1-25	複数年度に渡って完成する資産は途中年度までに検収したものは建設仮勘定として資産登録すればよいのか。	その通りです。当該資産登録は装置が竣工した際に行われます。途中年度に費用検収したものはその年度の登録時に勘定科目を建設仮勘定と選択し稼働予定年月を入力してください。
1-26	建設仮勘定の資産が竣工した場合、どのような手続きをすればよいのか。	プロジェクト担当者に完成した旨を連絡し、竣工日(完成日)及び取得価額が分かる証憑(請求書、月別項目別明細表、竣工図書など)を提出してください。また、振替後の勘定科目(機械装置等)、耐用年数など修正が必要な情報もご連絡ください。

No.	質 問	回 答
1-27	1年未満で廃棄するので、試作品の扱いでよいのか。	1年未満で廃棄することが試作品の要件ではありません。 試作品とは機械装置等を製作し、製作過程における知見の取得又はそれ自体の耐久試験を目的としたものです。その上で完成後1年未満で廃棄するものは試作品に該当し、資産登録は不要となります。 試作目的であっても取得価額が税込み50万円以上で完成後1年以上使用する場合は、資産登録をお願いします。 なお、実際に稼働していなくても、展示品として展示している場合や倉庫等に休眠状態で保管されている場合も使用に当たり、展示期間や保管期間を含めて完成後1年以上となる場合には資産登録が必要となります。
1-28	試作品を完成後、引き続き改良を行い完成度を高めている。1年以上経過するが、試作目的での改良が継続しているので資産登録は不要でよいのか。	資産登録が必要です。絶えず改良を実施する場合でも、最初の完成後継続して1年以上使用する場合は、最初に完成した時点のもので税込み50万円以上で耐用年数1年以上であれば資産登録が必要です。 その後の改良により当該機器の価値を高めるものは、改造資産に当たり、税込み10万円以上の取得価額であれば資産登録をお願いいたします。
1-29	試作品を製作し、製作後1年以上保有する予定であるが、事業終了まであと1年未満であるため、資産登録はしなくて良いのか。	事業期間に関係なく、完成後1年以上保有が見込まれる場合は資産登録が必要です。 資産登録された資産については事業終了後、原則実施事業者への有償譲渡となります。 (なお、試作品として登録したものの、完成後1年以上保有したことが判明した場合は、事業終了時点の残存簿価で買い取って頂くことになります。)
1-30	一体のものとして登録する資産の一部が屋外にある。この場合の登録は屋内又は、屋外のどちらになるのか。	主たる資産が設置されているのが屋内か屋外かで判断し、登録をしてください。
1-31	海外の資産の登録は、住所の表記等どのようにすればよいのか。	住所は全角アルファベットで表記してください。郵便番号は“999-9999”を入力してください。
2. 資産保有中		
2-1	資産の設置場所を移動する場合はNEDOに連絡する必要があるか。	事前の連絡が必要です。プロジェクトマネジメントシステム(PMS)より移設届を作成し届出願います。
2-2	移設の際の移設日とはいつになるのか	移設元、移設先が国内外のどちらかで以下ようになります。 国内から国内へ：移設先に到着した日 国内から海外へ：移設元から出荷した日 海外から国内へ：移設先に到着した日 移設日が確定した時点で移設届の登録をお願いします。
2-3	資産を一式で登録した場合、その内訳の管理はどこで行うのか。	実施者皆さまにおいて管理をお願いします。 NEDO資産標示票は1枚しか発行されません。
2-4	資産標示票の再発行はどちらに依頼したらよいのか。	プロジェクト担当者に依頼してください。
2-5	登録済の資産登録情報に修正事項が生じた場合、どのように対処したらよいのか。	早急にプロジェクト担当者に修正内容を連絡してください。また、取得価額や取得日の修正は、証憑(請求書、月別項目別明細表など)をご用意願います。 なお、プロジェクトマネジメントシステムから資産登録情報修正の届出は出来ません。
2-6	目的外使用について、契約約款では、「乙(委託先)は、取得財産を委託業務以外の目的に使用してはならない。ただし、甲(NEDO)の承認を得た場合は、この限りではない。」とある。このただし書きはどのような場合を想定しているのか。	本来の事業に差し支えない形でNEDOの別事業等に使用する場合に使用を認めています(「共用使用」といいます)。共用使用を行うにはNEDOに申請して承認を受ける必要がありますので、事前にプロジェクト担当者にご相談をお願いします。
2-7	現在、2つのNEDO事業を行っており、事業Aで取得した分析装置を事業Bでも使用することは可能か。	事業A、BともにNEDO事業であり、事業Aの研究開発に影響がなければ共用使用を承認するケースに該当すると考えられます。 このとき、共用使用にかかる実費や修理費は、共用使用先事業Bにて負担することとなります。 詳細はプロジェクト部にご相談ください。
2-8	NEDOとの共同研究で取得した資産について、NEDOと自社とで償却の方法が異なっているがよいのか。	会計上の処理において、NEDOと共同研究先の皆さまで償却方法が異なることは問題ないと考えています。
3. 損害保険・税金		
3-1	損害保険は、どのタイミングで付保登録すればよいのか。	資産登録と同時に登録をお願いします。また、期中での追加付保も可能です。損害保険開始日は付保登録の日によって決まります。
3-2	複数年度契約プロジェクトの場合も、損害保険の付保は単年度ごとか。	損害保険契約は事業年度単位となります。毎年12～1月に当年度付保中の研究開発資産について、翌年度の付保継続要否をプロジェクト担当者から確認しますので、ご回答をお願いします。 なお当年度に無保険の資産について、翌年度は付保を希望される場合は、プロジェクトマネジメントシステム(PMS)から付保登録の手続きを行ってください。

No.	質 問	回 答
3-3	NEDOとの共同研究の場合、自社持ち分もNEDOと一緒に保険を付保してくれるのか。	希望する場合は、付保登録時に「共同研究先持分NEDO保険」にチェックを付けていただくことで、自社持ち分の付保も可能となります。 保険申し込みについて保険会社から共同研究先宛て連絡がありますので、以降の手続きは保険会社の説明に従ってください。保険料は共同研究先の負担となります。 なお共同研究先が独自に保険を手配されても結構です。
3-4	海外資産の保険付保の手続きはどのようにするのか。	海外設置資産は、NEDO包括保険の補償対象外となりますため、実施者の皆さまにおいて保険契約手続きを行ってください。なお、保険内容や費用計上についてはプロジェクト担当者にご確認ください。
3-5	資産の一部が故障により使用できなくなったが、NEDOでの保険付保を依頼していた場合、どのような対応が必要になるか。 また、劣化・摩耗による場合はどうか。	プロジェクト担当者に速やかにご連絡をお願いします。故障の原因が損害保険の補償対象であれば、併せて事故速報、復旧費用の見積書等を提出してください。保険会社による査定の結果、補償対象であれば保険金が支払われます。補償対象外であればプロジェクト担当者とは対応を相談いただくこととなります。
3-6	劣化・摩耗によりNEDO資産が使用できなくなった場合、NEDOでの保険付保の補償対象となるか。	劣化・摩耗はNEDO包括保険の補償対象外となります。修理費等での対応をご検討ください。
3-7	50万円未満の資産の所有権は事業者となるが、固定資産税も事業者側で負担することになるのか。	そのとおりです。実施者の皆さまにて申告・納税をお願いいたします。
4. 資産処分		
4-1	委託事業終了時にNEDOに帰属する資産の扱いはどうなるか。	委託事業終了後の資産は契約に基づき原則、有償譲渡となります。ただし、条件を満たした場合に限り、NEDOの他事業への転用や公的機関への無償譲渡、廃棄といったその他の処分方法が適用できます。
4-2	委託事業終了時のNEDO資産の取り扱いに関しての手続きはいつから行えばよいか。	委託事業終了の1年前を目安にNEDO担当者と相談し、手続きを進めてください。
4-3	委託事業終了時のNEDO資産の取り扱いは誰が決めるのか。	実施者の皆さまから提出された書類をもとに協議、調整した上で、NEDOにて事業終了後の資産の取り扱いを決定します。
4-4	事業期間の途中で資産処分をすることができるか。	再委託先との再委託契約が終了している場合や、一部の研究テーマが終了し、当該事業での使用予定がないといった場合は、事業期間中に資産処分を行っていただくことになります。
4-5	有償譲渡となるのは、こういった場合か。	契約約款第20条の2第1項に基づき、特段の理由がない限り事業終了後は、委託先実施者の皆さまにて有償で買い受けていただきます。
4-6	有償譲渡の場合の金額はどのように計算されるのか。	NEDOでは資産の減価償却の計算は旧定額法を適用しており、有償譲渡金額は事業終了時点での残存価額となります。(※) なお、委託業務事務処理マニュアルに算定式を記載しております。 ※ 業務委託契約約款第20条の2第4項
4-7	有償譲渡の金額は事前に教えてもらえるのか。	参考価格として事前に開示することができます。NEDOにお問い合わせください。
4-8	有償譲渡を受ける場合の手続きはどのようになるのか。	有償譲渡の資産については、事業終了日の翌営業日に請求書が施行されます。代金をお支払いいただいた時点で所有権が移転となります。 なお、請求書に記載の支払期限までにお支払いいただけない場合、遅延金が発生しますのでご注意ください。
4-9	委託事業終了から所有権が移転するまでの期間に当該資産を使用することはできますか	委託業務に関連して使用する場合に限り、使用することを認めています。(※) ※ 業務委託契約約款第20条の2第2項
4-10	転用とはこういった内容か。	転用とは事業終了時にNEDOに帰属している資産を他の委託事業で使用する、または、貸与契約を締結して他の補助事業で使用することを指します。
4-11	事業終了後、新たに始まるプロジェクトに資産を転用することを希望する場合の手続きはどのようになるか。	新しいプロジェクトへの転用を希望することを記載した「確認書」を提出していただきます。 事業終了までに転用を予定しているプロジェクトの採択が決まっていなかった場合には、確定後に転用の手続きを行います。 なお、転用を予定していた新規プロジェクトに不採択となった場合など実施しないことが確定した場合は、当該資産を元のプロジェクトの終了時点の残存価格で買い取っていただきます。
4-12	NEDOの補助事業への転用を希望する場合の手続きはどのようになるか。	NEDO補助事業への転用を希望することを記載した「確認書」を提出していただきます。 転用にあたっては、当該資産の「貸与契約」を締結いただくこととなります。なお、使用開始日は、貸与契約期間開始日と同日またはそれ以降になります。

No.	質 問	回 答
4-13	委託事業で取得し、補助事業に転用しているNEDO資産(貸与資産)を商用目的で使用することはできるか。	NEDOから貸与を受けているNEDO研究開発資産を商用目的に使用することはできません。 補助事業の基本方針、基本計画等において研究開発・実証から研究開発の成果の普及、商業化又は実用化まで支援する趣旨が記載されている場合でも商用目的で使用することはできません。
4-14	NEDOから貸与を受けて補助事業で使用したNEDO資産は、貸与契約終了時はどのように処分することになるか。	貸与契約書で定めるとおり、原則、残存簿価にて有償で買い受けていただきます。
4-15	無償譲渡となるのは、どういった場合か。	転用先となる他のNEDO事業が存在しない場合や、事業者到有償譲渡するよりも事業に参加した大学や研究機関などに譲渡して研究を継続するほうがNEDOの事業目的に照らして有益だとNEDOが判断した場合となります。
4-16	無償譲渡の手続きはどうすればよいのか。	無償譲渡を受けようとする者が「資産譲渡申請書」を提出し、NEDOから「資産譲渡承諾書」を受け取ることで無償譲渡の手続きが完了します。「資産譲渡承諾書」を受領した時点で当該資産の所有権が移転します。
4-17	「資産譲渡承諾書」を受け取った後に提出する必要がある「受領書」、「資産台帳」に定まった様式はあるのか。	「受領書」、「資産台帳」共に定まった様式はありません。
4-18	無償譲渡の条件に、継続して研究を実施する場合とあるが、どの程度関連していればよいのか。	資産を取得した事業に参画していた公的機関が当該NEDO事業に関連する研究開発を継続する場合や、当該NEDO事業に関連する実証又は調査を行う場合となります。
4-19	廃棄はどのような場合に認められるのか。またその費用はだれが負担するのか。	廃棄は、妥当な理由がある場合に限り、原則として委託先の負担で行います。廃棄が認められるためには、①機能が著しく低下している②劣化等により原状回復には過大な費用を要するなどの妥当な理由が必要です。 例外的に委託事業の一環として廃棄できる場合もあります。「実施計画書」で廃棄処分の目的、方法が明確になっている場合に限り可能です。
4-20	廃棄する場合の具体的な手順はどのようなになるのか。	委託先の負担で廃棄する場合は、NEDOから「廃棄依頼書」を受け取った後に廃棄処理を実施することが可能となります。 また、廃棄処理開始時の「着手報告書」および廃棄処理完了時の「完了報告書」の提出が必要となります。 例外的に委託事業の一環で廃棄する場合は、NEDOにご相談ください。
4-21	国庫補助金を原資とする委託事業で取得したNEDO資産を処分する場合、NEDOにおいて大臣承認申請が必要とのことだが、該当する資産かどうかを知るにはどうしたらよいのか。	NEDOプロジェクト担当者にご確認をお願いします。
4-22	大臣処分承認申請の承認期間はどのくらいかかるのか。	およそ1ヵ月から2ヵ月間を目途としています。過去には大臣承認までに4ヵ月間かかった例もあります。

<NEDO経理部資産課作成>

お気付きの点がございましたら、下記にご連絡をお願い致します。

メールアドレス：shisan@ml.nedo.go.jp